

1

2 (2) 特定機能病院有床診療所

3

4 ○ 地域の医療連携体制の構築において、高度な医療技術や専門性を必要とする  
5 治療などの医療需要に対応できる機能等を有する「医療連携体制を支える  
6 高度な医療機能を有する病院」が必要とされていることから、特定機能病院  
7 にこのような病院としての役割を期待し、「高度な医療の提供等に当たり医  
8 療連携体制の構築に配慮すること」を、特定機能病院の管理者の義務として  
9 医療法に規定する。~~【医療法】~~

10 ○ 高度先進医療の見直しに伴い、特定機能病院の要件の一つである「高度の  
11 医療」の範囲について整理する。~~【通知改正】~~

12 ○ 看護職員の人員配置標準について、医療安全の推進を図る観点から、特定  
13 機能病院に係る入院患者数に対する基準を引き上げる（現行2.5対1）。  
14 ~~【医療法に基づく省令】~~

15 ○ 今後検討を進めていく必要のある専門医の育成のあり方、医療機関間にお  
16 ける機能分化と連携等に係る論点も踏まえて、特定機能病院に本来求められ  
17 る機能や承認要件及び名称等、特定機能病院制度のあり方について、医療施  
18 設体系のあり方に関する検討会において検討する。

19

20 (3) 有床診療所特定機能病院

21

22 ○ 有床診療所における48時間を超える入院を禁止する医療法の規定につい  
23 ては、有床診療所のこれまで果たしてきた役割や今日の提供している医療の  
24 状況等を踏まえ、これを廃止する。~~【医療法】~~

25 ○ 上記規定の廃止を踏まえ、有床診療所において一層の医療安全の確保を図  
26 る観点から、他の医療機関の医師との緊密な連携等、入院患者の緊急時に適  
27 切に対応できる体制を確保することを、有床診療所の管理者の義務として規  
28 定する。(再掲)~~【医療法】~~

29 ○ 患者への情報開示を通じて医療の質の確保を図る観点から、医療従事者の  
30 配置等一定の情報については、医療情報の都道府県への届出制度(2(~~2~~1))  
31 において届出の対象とするとともに、院内掲示を義務づける。~~【医療法及び  
32 同法に基づく省令】~~

33 ○ ~~短期間とはいえ病院と同様入院医療を提供していることから、有床診療所  
34 の療養病床以外の病床（以下「有床診療所の一般病床」という。）について  
35 も、48時間の入院期間制限規定の廃止に伴い、原則として医療計画の基準~~